

はじめに

日本学生支援機構の貸与奨学金に関するよくある質問

Q. 奨学生に採用されたら、卒業までずっと貸与を受けることができますか？

A. 毎年1回、奨学金継続の意思を確認するために

「奨学金継続願」の提出が必要です。

その後、在学する学校が奨学金継続の可否を判断する「適格認定」を行います。

学業成績等の状況によっては、奨学生としての資格を失う(=「廃止」と言います。)こともあります。

「奨学金継続願」の提出、適格認定とは？

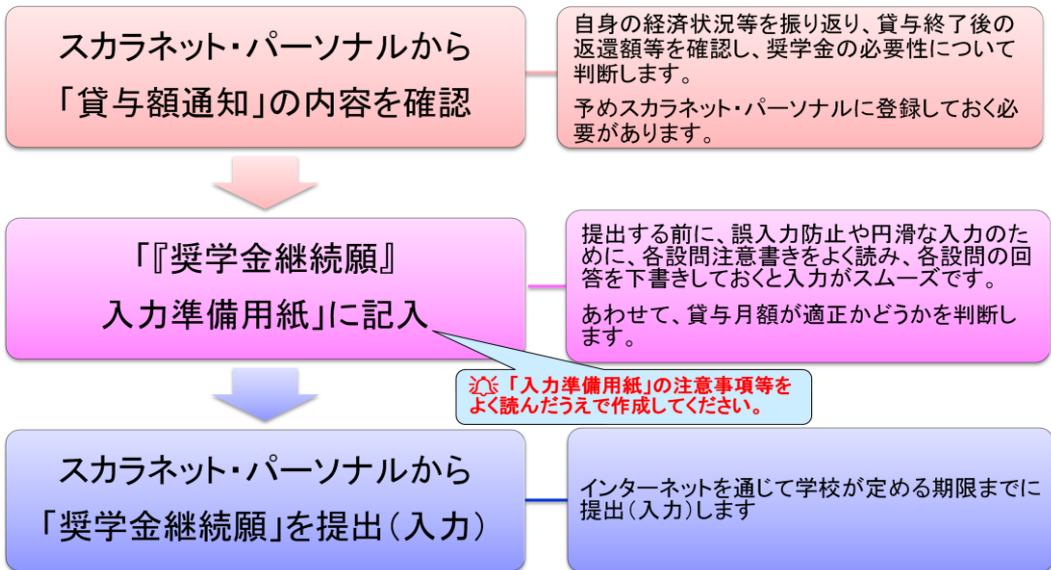
「奨学金継続願」の提出

- 🔔 毎年1回、来年度の奨学金継続希望の有無を機構に提示
- 🔔 1年間の学業成績等を振り返り、奨学生としての責務を再確認
- 🔔 自身の経済状況に照らして奨学金の必要性や適正な貸与月額を再確認

適格認定

- 🔔 学校が、提出された「奨学金継続願」の内容と学業成績等を総合的に審査し、適格基準に基づき奨学金継続にかかる必要な措置を取ること
- 🔔 「奨学金継続願」を提出しても必ず継続して貸与されるとは限らない

「奨学金継続願」の提出の流れとポイント



【提出(入力)期間:厳守】

入力期間:12月15日(水)~1月14日(金)
(作業可能時間帯:8:00~25:00)

土日祝日も提出(入力)できます。ただし、2021年12月29日から2022年1月3日は、年末年始でサーバー休止のため、提出(入力)ができません。

【注意:H-経済状況(収入・支出)に関する金額の入力について】

「H-経済状況」は以下の点に注意して入力してください。
(学部生と大学院生では入力内容が違うので注意してください。)

<学部生>

「主として家計を支えている人(父、母、祖父、祖母など)」・
「その他の家計を支えている人(父、母など)」の所得情報を必ず
入力した上で、ご自分の収入・支出状況を入力してください。

「収入合計-支出合計」の差額が36万円以上になると、奨学金の貸与月額の減額等、見直しが必要になります。収支を入力する際はご注意ください。

<大学院生>

経済状況や収入・支出状況等、すべてご自分の所得情報として入力
してください。ご両親の収入で生活している場合は、「父母等から
の 給付」欄にご両親からの支援額を記入してください。

「収入合計-支出合計」の差額が45万円以上になると、奨学金の貸与月額等の減額等、見直しが必要になります。収支を入力する際はご注意ください。

手続き上の留意点①

期限までに「奨学金継続願」を提出しないと…



「廃止」となり奨学生の資格を失う



4月以降の奨学金は振込まれない

【給付奨学生の方】

給付奨学金についても必ず「継続手続」を行ってください。

【日本学術振興会の特別研究員(令和4年4月から)に申請している方】

日本学術振興会の特別研究員(令和4年4月から)に申請している方で、手続期間内に採用結果が出ない方は、必ず「継続手続」を行ってください。

手続き上の留意点②

奨学金の継続を希望しない場合は…

「奨学金継続願」を入力する際に

- ◎ 奨学金の継続を希望しませんを選択する

4月以降の奨学金は**辞退**となる

【注意1: 全員】

この手続きを行うと、後で状況が変わっても入力内容を変更することはできません。状況が未確定の場合は、必ず次年度以降も「継続を希望する」として手続きを行い、方針が確定してから、あらためて奨学係に手続方法についてご相談ください。

この時点で「辞退」した方は、全員、4月以降に「返還に関する手続」をする必要があります。奨学係からの連絡をお待ちください。

【注意2: 第1種奨学金の貸与を受けている大学院生のみ】

第1種奨学金の貸与を受けている大学院生は、貸与期間が終了する年度に、「特に優れた業績による返還免除」の対象者となります。

この制度は、希望者が自分で書類を準備し、2月初旬に大学に申請する必要がありますが、奨学係から自動的に手続について通知することはありません。

対象となる方(第1種奨学金の大学院の奨学生 / 4月以降の継続を辞退 / 返還免除を希望)は、1月14日までに、必ず奨学係に連絡し、手続について確認するようにしてください。

申請期間が過ぎてからは、申請を受け付けることは一切できません。また、次年度以降に申請することも一切できませんので、充分ご注意ください。

適格認定について(3つの要素)

適格認定の3つの要素

① 人物

- ・ 生活全般を通じて態度・行動が貸与奨学生にふさわしく、奨学金の貸与には返還の義務があることを自覚し、かつ、将来良識ある社会人として活躍できる見込みがあること。

② 学業

- ・ 修業年限で確実に卒業(修了)できる見込みがあること。

③ 経済状況

- ・ 修学を継続するために引き続き奨学金の貸与が必要と認められること。

適格認定について(4つの認定区分)

適格認定の4つの認定区分

① 廃止

- ・ 貸与奨学生の資格を失わせる。

② 停止

- ・ 1年以内で在学学校長が定める期間、貸与奨学金の交付を停止する。

③ 警告

- ・ 貸与奨学金の交付を継続するが、学業成績が回復しない場合は、次回の適格認定時以降に貸与奨学金の交付を停止し又は貸与奨学生の資格を失わせることがあることを警告し指導する。

④ 継続

- ・ 貸与奨学金の交付を継続する。

